

文京区防災士認証登録支援助成金交付要綱

25 文総防第 10036 号平成 26 年 1 月 29 日区長決定

2020 文総防第 848 号令和 3 年 3 月 22 日一部改正

2023 文総防 200 号令和 5 年 7 月 1 日一部改正

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、地域防災の担い手として防災士認証登録を受けようとする者に対し、これに係る費用を助成することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 防災士認証登録 特定非営利活動法人日本防災士機構（以下「日本防災士機構」という。）が行う防災士認証登録をいう。
- (2) 防災士研修講座 日本防災士機構が認証した研修機関が実施する研修をいう。
- (3) 防災士資格取得試験 日本防災士機構が実施する防災士資格取得試験をいう。

(助成対象者)

第 3 条 助成の対象となる者は、次の各号のいずれかに掲げる者であって、次条に規定する経費について、他の助成制度による財政的支援を受けておらず、かつ、受ける予定がないものとする。

- (1) 避難所運営協議会及び区民防災組織（以下「避難所運営協議会等」という。）に属する者であって、避難所運営協議会等から推薦を受けたもの
- (2) 中高層共同住宅（文京区宅地開発並びに中高層建築物等の建設に関する指導要綱（56 文建管発第 292 号）第 2 条第 1 項第 2 号の表の左欄に掲げる用途地域の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる規模の建築物のうち、共同住宅その他これらに類する多数の人の居住の用に供する住宅であるものをいう。）の所有者又は居住者であって、当該中高層共同住宅の管理組合等から推薦を受けたもの

(助成対象経費)

第 4 条 助成金の交付の対象は、次に掲げる経費とする。

- (1) 防災士研修講座の受講料
- (2) 防災士資格取得試験の受験料
- (3) 防災士認証登録の申請料

(助成金の額)

第 5 条 助成金の額は、前条に規定する助成対象経費とし、予算の範囲内で定める。

(交付申請)

第 6 条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、文京区防災士認証登録支援助成金交付申請書（別記様式第 1 号）に避難所運営協議会等又は中高層共同住宅の管理組合等からの推薦を受けたことを証する書類を添えて区長に提出しなければならない。

(交付決定)

第 7 条 区長は、前条に規定する申請があったときは、その内容を審査し、助成金の交付を決定したときは文京区防災士認証登録支援助成金交付決定通知書（別記様式第 2 号）により、助成金の不交付を決定した

ときは文京区防災士認証登録支援助成金不交付決定通知書（別記様式第3号）により申請者に通知する。

（権利譲渡の禁止）

第8条 前条の規定により助成金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、その権利を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

（交付請求）

第9条 交付決定者は、文京区防災士認証登録支援助成金請求書兼口座振替依頼書（別記様式第4号）により速やかに区長に助成金の交付を請求しなければならない。

（助成金の支払）

第10条 区長は、前条の規定により助成金の交付の請求があったときは、交付決定者に対し速やかに助成金を支払うものとする。

（実績報告）

第11条 交付決定者は、防災士認証登録を受けたときは、速やかに文京区防災士認証登録支援助成金実績報告書（別記様式第5号）に次に掲げる書類を添えて区長に提出しなければならない。

- (1) 第4条各号に規定する経費に係る領収書の写し
- (2) 日本防災士機構が発行する防災士認証状又は防災士証の写し

（額の確定）

第12条 区長は、前条の規定による実績報告を受けた場合は、その内容を審査の上、交付すべき助成金の額を確定し、文京区防災士認証登録支援助成金額確定通知書（別記様式第6号）により、交付決定者に通知する。

（交付決定の取消し）

第13条 区長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当した場合は、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 防災士研修講座の受講を修了した日の属する年度内に防災士認証登録を受けることができないとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき。
- (3) 前2号に定めるもののほか、交付決定の内容若しくはこれに付した条件、法令又はこの要綱の規定に違反したとき。

2 区長は、前項の規定により交付決定の全部又は一部を取り消したときは、文京区防災士認証登録支援助成金取消決定通知書（別記様式第7号）により、通知するものとする。

（返還）

第14条 区長は、前条の規定により助成金の交付の全部又は一部を取り消した場合で、当該取消しに係る部分に関し、既に助成金を交付しているときは、文京区防災士認証登録支援助成金返還請求書（別記様式第8号）により、期限を定めてその返還を命じるものとする。

（補則）

第15条 この要綱に定めがあるものを除くほか、助成金の交付については、文京区補助金等交付規則（昭和49年12月文京区規則第44号）の定めるところによる。

付 則

この要綱は、平成26年1月29日から施行する。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和5年7月1日から施行する。